

令和4年5月12日

総務委員会資料

報告事項

	ページ
1 出雲縁結び空港における運用時間の延長等について	1

地域振興部

出雲縁結び空港における運用時間の延長等について

1. 経緯

- (1) 平成30年11月：県から出雲空港周辺対策協議会へ協議を申し入れ

【協議事項】

- ・運用時間の1時間延長 [7:30～20:30 → 7:30～21:30]
- ・1日あたり発着枠（便数）の10便拡大 [40便/日 → 50便/日]

- (2) 令和元年10月：協議開始

- (3) 令和4年5月：協議事項について合意

【合意にあたっての地元への対応】

- ・5年間で約64億円の事業費を想定
- ・今後、県議会に予算案を提出し、承認後、以下の事業を実施
 - ① 滑走路に近接する民家(14戸)の移転、空港に隣接する農地等の取得 約46億円
 - ② 空港周辺住民の騒音防止工事及び空調機器の更新・増設工事（既存事業分を含む）
約12億円
 - ③ 空港周辺地域の地域振興策等 約6億円

2. 期待される効果

- (1) 滞在時間の増等

- ・県民が今より遅い時間に東京入りすることや、東京での滞在時間の延長が可能。
- ・観光客や帰省客等が今よりも遅い時間に島根入りすることや、県内滞在時間の延長が可能。

- (2) 出雲－東京線の全便中型機化（その状況を前提に試算）

- ① 提供座席数の増加：1日あたり約600席増（現行より30%増）
- ② 県内経済波及効果額：約30億円/年（H30年度試算）
- ③ 着陸料の増加による県収入増加額：89百万円/年

- (3) 発着枠の拡大による就航路線の増

更なる国内路線の充実や国際定期便の誘致促進を目指すことが可能

3. 想定スケジュール

- ・令和4～7年度：滑走路に近接する民家(14戸)の移転先の買収・造成(出雲市)
- ・令和4～8年度：滑走路に近接する民家(14戸)の移転、空港に隣接する農地等の取得
- ・令和4年度～：空港周辺住民の騒音防止工事及び空調機器の更新・増設工事
空港周辺地域の地域振興策等の実施

→ 空港の運用時間・航空保安業務提供時間の変更に係る手続き

→ 滑走路に近接する民家(14戸)の移転完了後（令和8年度を目途）に運用開始（※）

※運用時間「7:30～21:30」・発着枠「50便/日」